

2024 年度税制改正大綱 速報

December 2023

In brief

2023 年 12 月 14 日に、自由民主党・公明党両党より 2024 年度(令和 6 年度)税制改正大綱(以下、2024 年度税制改正大綱)が、公表されました。2024 年度税制改正大綱は、新しい資本主義における「賃金上昇はコストではなく、投資であり成長の原動力である」との認識を税制改正の中でも明確に位置付けたものです。具体的には、賃金上昇の実現を最優先の課題としつつ、世界の産業構造の変化に対応した投資環境の整備や、生産性や潜在成長率を引き上げるためのスタートアップエコシステムの抜本的強化の他、人口減少、経済のグローバル化などの国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しを行う措置を盛り込んでいます。

本ニュースレターでは、2024 年度税制改正大綱に基づく税制改正(以下、2024 年度税制改正)のうち、法人に関連する主要な改正事項を中心に解説します。詳細については、続報ニュースレターで別途お伝えします。

In detail

法人課税

1. 政策税制

(1) 戦略分野国内生産促進税制の創設

国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを対象として生産販売量に比例して法人税額を控除する、戦略分野国内生産促進税制が創設されました。改正産業競争力強化法の施行日から 2027 年 3 月 31 日までの間に、産業競争力強化法の認定を受けた認定事業適応事業者が、産業競争力基盤強化商品の生産設備の新設等を行った場合に、認定の日以後 10 年以内に生産され、販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができます。

産業競争力基盤強化商品は、電気自動車等(蓄電池)、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF(持続可能な航空燃料)、半導体とし、各年度の控除上限は法人税額の 40%(半導体については 20%)とし、4 年間(半導体は 3 年間)の税額控除の繰越期間が設けられています。なお、本税制の効果を高めるための措置として、適用に当たっては、一定の賃上げまたは設備投資を行っていることが要件とされます。

(2) イノベーションボックス税制の創設

企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又は AI 分野のソフトウェアに係る著作権について、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までの間に行った居住者若しくは内国法人(関連者であるものを除く)に対する譲渡または他の者(関連者であるものを除く)に対する特定特許権等の貸付け(特許権譲渡等取引)に係る所得(当該所得に一定の割合を乗じた金額と当期所得金額のいずれか少ない金額)の 30%の損金算入を認める制度が設けられます。

イノベーションボックス税制の創設を受けて、研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率の引下げと下限の撤廃が行われ、試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外されることとなります。

(3) 賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)

原則の税額控除率(現行の15%から10%)に引き下げられたうえで、適用期限が3年延長されます。大企業については、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件が創設されます。常時使用従業員数2,000人以下の企業(中堅企業)については、より高い控除率に見直されます。上乗せ措置を含む控除率の引き上げ(現行の30%から35%)が行われる他、控除率の上乗せ要件の緩和(教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件)および追加(子育て支援に係る上乗せ措置)が行われます。

なお、中堅企業枠の創設に伴い、マルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲が拡大されます。

(4) カーボンニュートラル投資促進税制

カーボンニュートラル投資促進税制(生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)の適用対象資産を見直したうえで、認定要件(炭素生産性向上率)を15%以上に引き上げ(中小企業者は、現行の7%から10%以上)、対象法人が2026年3月31日までに事業適応計画の認定を受けた法人とされ、認定から3年以内に事業供用された資産が対象とされます。

(5) 大企業における特定税額控除規定の不適用措置

大企業における、研究開発税制等の特定税額控除規定の不適用措置の対象が拡充され、適用要件が強化されたうえで、適用期限が3年延長されます。

2. 中小企業関連

(1) 賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)

赤字企業への賃上げ支援として、当期の税額から控除できなかった税額控除額について、5年間の繰越控除を認める制度が創設されます。

控除率の引き上げ(現行の40%から45%)が行われる他、控除率の上乗せ要件の緩和(教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件)および追加(女性活躍・子育て支援に係る上乗せ措置)が行われます。

(2) 中小企業事業再編投資損失準備金制度

合併・事業譲渡による中小事業の生産性向上の支援として、中小企業事業再編投資損失準備金制度が拡充されます。複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長されます。

(3) 交際費

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げられたうえで、交際費の損金不算入制度、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が3年延長されます。

(4) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

対象法人を縮小したうえで、適用期限が2年延長されます。

3. その他

(1) オープンイノベーション促進税制

オープンイノベーション促進税制(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)について、適用期限が2年延長されます。

(2) 暗号資産の評価方法等の見直し

発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産について、一定の要件の下、期末時価評価課税の対象外とされます。

(3) 産業競争力強化法の事業再編計画認定に基づくスピノフ税制

産業競争力強化法の事業再編計画認定に基づくスピノフ税制(認定株式分配に係る課税の特例)の認定計画の公表時期を見直すとともに、税制適格要件の見直しを行った上で、適用期限が4年延長されます。

(4) 交際費

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げられたうえで、交際費の損金不算入制度および接待飲食費に係る損金算入の特例について、適用期限が3年延長されます。

4. 国際課税

(1) 経済のデジタル化に伴う国際課税の見直しグローバルミニマム課税(「第2の柱」)への対応

国外の構成会社等の所在地国で課された国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)に係る適用免除基準(QDMTT セーフハーバー)が定められます。

2023年2月および7月の執行ガイダンスを踏まえて、所有持分の時価評価損益、導管会社等に対する所有持分に係る税額控除(導管会社等に対する所有持分を有することにより適用を受けることができる一定の税額控除の額について、国または地域単位の選択により調整後対象租税額に加算することができること)が追加されます。

2023年7月のGloBE情報申告に関するガイダンスを踏まえ、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等の簡素化等の見直しが行われます。

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、および外国の構成会社等に対して課される税で所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)以外のもの、すなわち軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)で課される税は、外国税額控除制度の対象外とされ、(外国で課された)QDMTTは外国税額控除の対象とされます。

QDMTTおよびUTPRを含め、OECDにおいて来年以降に実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、2025年度税制改正以降での法制化が検討されることとなります。

(2) 外国子会社合算税制(CFC税制)等の見直し

ペーパーカンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の事業年度に係る収入等がない場合には、その事業年度における収入割合要件の判定が不要とされます。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、可能な範囲で追加的な見直しを行うこととされます。また、2025年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しが検討されます。

(3) 子会社株式簿価減額特例

子法人から受ける対象配当金額のうち特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額を除外することができる特例計算について、特定支配関係発生日の属する事業年度内に受けた対象配当金額についても、その特例計算の適用を受けることができるとされます。

(4) 過大支払利子税制

2022年4月1日から2025年3月31日までの間に開始した事業年度において過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた金額(超過利子額)の繰越期間が、10年(原則:7年)に延長されます。

(5) 暗号資産等報告枠組み等

OECDにおいて策定された暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の報告枠組み(CARF: Crypto-Asset Reporting Framework)に基づき、非居住者の暗号資産に係る取引情報等の自動的に交換に対応するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度が整備されます。

また、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直しも行われます。

(6) 内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資

内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外する措置が講じられます。

5. 納税環境整備

加算税制度の見直し

隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備、偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備がされます。地方税についても同様の整備がされます。

地方税

1. 外形標準課税

減資への対応として、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金 1 億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超える場合には外形標準課税の対象とすることとされます。また、資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の 100%子法人等のうち、資本金が 1 億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円を超える法人も外形標準課税の対象とされます。

新たに外形標準課税の対象となる 100%子法人等について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、一定額を法人事業税額から控除する軽減措置が一定期間講じられます。

2. 固定資産税

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、2024 年度から 2026 年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度が継続されます。

消費税

1. プラットフォーム課税制度の導入

デジタルサービスを提供する国外事業者に代わって、一定規模のプラットフォーム事業者(特定プラットフォーム事業者)に納税義務を課す制度(プラットフォーム課税)が導入されます。

2. 外国人旅行者向け免税制度の見直し

免税輸入品であることを知りながら仕入れた場合には、仕入税額控除を認めないこととされます。なお、2025 年度税制改正において、外国人旅行者向け免税制度について、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度に見直されます。

3. その他

国外事業者に係る事業者免税点制度の特例の見直し、および簡易課税制度等の見直しが行われます。適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、一定額の課税仕入れについて、経過措置の適用を認めないこととされます。

個人所得税、資産税等

1. 個人所得課税関連

(1) スtockオプション税制

ストックオプション税制(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)における保管委託要件について、企業買収時において機動的に対応できるような管理方法(交付を行った法人による管理)が新設されます。また、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を、スタートアップが発行したものについて、最大で現行の 3 倍となる年間 3,600 万円に引き上げられます。

(2) 所得税減税

2024 年分の所得税と 2025 年度分の個人住民税の定額減税が行われる他、子育て世帯等に対する支援税制が拡充されます。

2. 資産課税関連

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限、および特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限が 3 年延長されます。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、たばこ税については課税の適正化と国税のたばこ税率の引き上げを行い、さらに検討を加え、適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を2024年度(令和6年度)の税制改正に関する法律の附則において明らかにすることとされます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
浅川 和仁

マネージング・ディレクター
鬼頭 朱実

ディレクター
荒井 優美子

シニアマネージャー
山田 盛人

シニアマネージャー
朝倉 雅彦

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.